

承認第 6 号

専決処分事項の承認について

橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成 25 年 6 月 10 日 提出

橋本市長 木下 善之

専決処分について

本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

平成25年3月31日 専決

橋本市長 木下 善之

橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

橋本市病院事業の設置等に関する条例(平成18年橋本市条例第216号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(経営の基本) 第2条 略 2 診療科目は、次のとおりとする。 (1)～(21) 略 (22) 腎臓内科 (23) <u>消化器内科</u> (24) <u>代謝内科</u> 3 略</p>	<p>(経営の基本) 第2条 略 2 診療科目は、次のとおりとする。 (1)～(21) 略 (22) 腎臓内科 3 略</p>

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。